



発行 東京都

目次

78

条 例

- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………（総務局）…二
- 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四

条例のあらまし

●職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一三号）

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、扶養手当の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年十一月一日から施行します。

●職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一四号）

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、旅費の支給の対象となる扶養親族に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年十一月一日から施行します。

●職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一五号）

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、職員が死亡した場合に退職手当を支給する遺族の範囲に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年十一月一日から施行します。

●職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一六号）

- 一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和四年東京都条例第八五号）の施行を踏まえ、介護休暇等の対象となる要介護者に係る規定を改めるほか、所要の改正を行います。
- 二 この条例は、令和四年十一月一日から施行します。

●特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一七号）

- 一 特別区が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一八号）

- 一 市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十三号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、同条第三項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十一条第三項第三号及び第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十一条の三第一項第二号中「(配偶者の)」を「又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも)」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十二条の二第一項及び第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十四号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。)」を加え、「配偶者及び」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び」に改め、同項第八号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第二項中「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第八号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第四十条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第百十五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第五号中「同条第二項」の下に「（パートナーシップ関係の相手方のある職員に対する同項の規定の適用については、同項中「親族」とあるのは、「親族又はパートナーシップ関係の相手方」とする。）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年十一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第八項の規定は、施行日以後に支給すべき事由が生じた同項の退職手当について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた同項の退職手当については、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十六号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる

人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加え、同条第二項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「同じ。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する証明を受けたパートナーシップ関係の相手方であつて、同居し、かつ、生計を一にしているもの（以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。）を加える。

第十条の二の二第一項及び第二項並びに第十条の三第一項及び第二項中「（当該職員の配偶者で当該子の親であるものが、東京都規則で定める者に該当する場合を除く。）」を削る。

附則

この条例は、令和四年十一月一日から施行する。

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十七号

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表二十二の項イ(1)中「第十七条第一項第一号及び第二号」を「第十七条第一

項第一号から第三号まで」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「第十七条の三第一号及び第二号」を「第十七条の三第一号から第三号まで」に改め、同表六十一の三の項ハ中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年十月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第百十八号

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十五の項イ中「第十七条第一項第一号及び第二号」を「第十七条第一項第一号から第三号まで」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「第十七条の三第一号及び第二号」を「第十七条の三第一号から第三号まで」に改め、同表二十九の六の十九の項ハ中「第十条第二項」を「第十条第三項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

